

# 2016年度第2回公認国体コーチ認定試験 実施要綱

## 1. 受験資格：

「公認国体コーチ認定試験」に参加する人は、2014年度の日本連盟主催による国体コーチ講習会、2015年度および2016年度に各2回実施のブロック国体コーチ講習会の中で2回以上受講（受験申請締切り日以降の講習会も受講見込みで回数に入れられる）し、かつ、都道府県連盟会長の推薦を受けた人で、下記の受験条件を満たさなければならない。

- ①公認国体太極拳コーチ＝太極拳普及指導員または太極拳1級以上の資格を保有する人
- ②公認国体長拳ジュニアコーチ＝長拳普及指導員以上、または長拳3級以上の資格を保有する人、または同程度のレベルを有し、且つ団体推薦を受けた人
- ③公認国体長拳コーチ＝ 同上
- ④上記3資格の年齢制限＝2016年12月31日時点で、満15歳から61歳までの人

## 2. 資格の範囲と職能：

資格の種類：「公認国体太極拳コーチ」、「公認国体長拳ジュニアコーチ」および「公認国体長拳コーチ」の3種類とする。本資格は国体公開競技種目である「ジュニア太極拳2」、「二十六式太極拳」、「太極拳推手套路」、「初級長拳」、「国際規定第一套路長拳（長拳B套路）」の5種目に対しての公認コーチ資格であり、その他の種目についての公認コーチ資格とは見なさない。

### ◎「公認国体太極拳コーチ」の職能；

国体公開競技「武術太極拳」の太極拳種目である「ジュニア太極拳2」、「二十六式太極拳」、「太極拳推手套路」について公認コーチとして選手指導することができる。

### ◎「公認国体長拳ジュニアコーチ」の職能；

国体公開競技「武術太極拳」の長拳種目の「初級長拳」について公認コーチとして選手指導することができる。

### ◎「公認国体長拳コーチ」の職能；

国体公開競技「武術太極拳」の長拳種目の「国際規定第一套路長拳（長拳B套路）」について公認コーチとして選手指導することができる。

### ※上記3資格共通条件

#### 活動範囲について：

国体コーチ資格の登録都道府県または所属都道府県以外の他都道府県で活動する場合は、所定の申請書により、所属の都道府県連盟および活動を希望する都道府県連盟会長へ届け出て承認を受けなければならない。

## 3. 研修カリキュラム・認定試験と資格取得：

各会場とも「公認国体太極拳コーチ認定試験」、「公認国体長拳ジュニアコーチ認定試験」、「公認国体長拳コーチ認定試験」を実施し、各種目の指導法、競技ルール、套路実技、の各分野で統一基準に基づく試験を行う。試験の成績に基づいて、各国体コーチ資格を付与する。

なお、「長拳ジュニアコーチ」と「長拳コーチ」を同日に受験してもよいこととし、いずれか不合格になった場合（例：「長拳コーチ」不合格、「長拳ジュニアコーチ」合格）は、合格した資格のみ有効とする。

## 4. 実施内容：

### 国体太極拳コーチ：

＜筆記試験＞

- 出題範囲：1) 国民体育大会（公開競技）武術太極拳ルール＜第5版＞ P2～8 P12  
2) 国体公開競技動作名称表（ジュニア太極拳2, 26式太極拳, 太極拳推手套路）各1枚  
3) 国体コーチ講習用 資料 1部

＜実技試験＞

「ジュニア太極拳2」, 「二十六式太極拳」, 「太極拳推手套路」の全套路

※「太極拳推手套路」のパートナーについて

以下の3通りで募集し、申込用紙の記入欄に記述する。

- ①受験者同士（本人が「甲・乙」どちらかを選び、相手の氏名を記入）
- ②受験者でない帯同者で行う（相手の氏名を記入）
- ③相手なし（本人が「甲・乙・どちらでも良い」のどれかを選ぶ）

なお、帯同者は筆記試験終了後に会場に集合してもらう。

国体長拳ジュニアコーチ：

＜筆記試験＞

- 出題範囲：1) 「普及用長拳」テキスト（販売資料） P70～P78：「2. 踢腿/3. 手法/4. 歩型」  
P84～P86：「指導概論編」
- 2) 「国民体育大会（公開競技）武術太極拳 競技ルール＜第5版＞」（配布資料）  
P2・P3：「競技ルール」  
P9：「表3-1 長拳・A組コード表」  
P10：「表3-2 初級長拳・A組動作表」  
P12：「表4 B組採点表/表5 審判長減点」

＜実技試験＞

「初級長拳」の全套路

国体長拳コーチ：

＜筆記試験＞

- 出題範囲：1) 「普及用長拳」テキスト（販売資料） P70～P78：「2. 踢腿/3. 手法/4. 歩型」  
P84～P86：「指導概論編」
- 2) 「国民体育大会（公開競技）武術太極拳 競技ルール＜第5版＞」（配布資料）  
P2・P3：「競技ルール」  
P9：「表3-1 長拳・A組コード表」  
P11：「表3-3 長拳B・A組動作表」  
P12：「表4 B組採点表/表5 審判長減点」

＜実技試験＞

「国際規定第一套路長拳（長拳B套路）」の全套路

5. 実施会場と日程：

下記の2会場で「第2回公認国体コーチ認定試験」を実施する。受講・受験者は下記のいずれか1会場を選んで申請する。

- 1) 大阪会場（第2回）： 日 程：2017年2月25日（土）  
会 場：「大阪トレーニングセンター」大阪市西淀川区御幣島3-14-24
- 2) 東京会場（第2回）： 日 程：2017年3月11日（土）  
会 場：「本部研修センター」東京都江戸川区松江1-9-4

6. 統一タイムスケジュール：

実施当日は、下記の統一タイムスケジュールに基づいて実施する。

	公認国体太極拳コーチ	公認国体長拳ジュニアコーチ	公認国体長拳コーチ
午前	9:00～ 9:30 受付 9:30～10:00 開講式・諸注意 10:00～11:00 <筆記試験> 11:00～11:30 実技試験説明 11:30～12:30 (昼食・休憩)	9:00～ 9:30 受付 9:30～10:00 開講式・諸注意 10:00～11:00 <筆記試験> 11:00～11:30 実技試験説明 11:30～12:30 (昼食・休憩)	
午後	12:30～16:45 <実技試験> 16:45～17:00 閉講式・解散	12:30～14:30<実技試験> 初級長拳 ※長拳ジュニアコーチのみの受験者は、実技試験後、解散	14:30～14:45 休憩・準備 14:45～16:45 <実技試験> 国際第一套路長拳(B套路) 16:45～17:00 閉講式・解散

※受験者数により、タイムスケジュールが変更となる場合があります。

## 7. 受験料と参加費用：

### 1) 受験料：

「公認国体太極拳コーチ」	申請者1人	5千円
「公認国体長拳ジュニアコーチ」	申請者1人	5千円
「公認国体長拳コーチ」	申請者1人	5千円

### 2) 会場設備費用（会場費と機器費用等）：

全資格共通（1種目受験，2種目受験） 申請者1人 5千円

受験料および会場設備費用合計 1万円（1資格）または1万5千円（長拳で2資格同時受験の場合）は、参加申込み時に都道府県連盟を通じて、12月15日（木）までに日本連盟の指定口座に納付していただきます。

## 8. 受験申請方法：

都道府県連盟が一括して申し込み：

都道府県連盟が、下記の申込書類をまとめて、下記の申込期限までに一括して申し込んで下さい。個人の直接申込は受理しません。

### 1) 「第2回国体コーチ認定試験 受験申請書」：

受験申請書は、太極拳用と長拳用に分かれています。所定の事項を記入し、申込者本人印と所属する団体および所属の都道府県連盟の承認印を付し、参加者の顔写真2枚（ヨコ2.5cm×タテ3cm，長拳の2資格を受験する人は4枚）の裏面に氏名を記入したものを添付する。

### 2) 「第2回国体コーチ認定試験 受験申請書一括送付状」：

参加者の人数、金額等を記入して、「第2回国体コーチ認定試験 受験申請書」に添付して日本連盟に提出する。

### 3) 受験料：

上記の「第2回国体コーチ認定試験 受験申請書一括送付状」に記入された受験料の金額を、下記の指定口座に振り込んで納付して下さい。

### 受験申請期限：

受験申請書と受験料は、2016年12月15日（木）までに日本連盟に必着のこと。期限を過ぎた申込みは、準備作業の都合上、受け付けられません。

受験料納付指定銀行口座： みずほ銀行 四谷支店

口座番号：（普通）1025478 口座名義：公益社団法人日本武術太極拳連盟

---

#### 4) 特記事項「受験票」:

期限内に申込み手続きを完了し、日本連盟から都道府県連盟・加盟団体を通じて「受験票」を配布された受験者が、実施当日に「受験票」を持参して受付で提示しなかった場合は、いかなる事情があっても、受験することはできません。

#### 9. 資格の受給手続:

① 認定試験終了後、講師および試験委員による成績評価に基づき、日本連盟国体準備委員会および常務理事会の審査を経て、上記資格の該当者を決定し、都道府県連盟宛に通知します。

② 通知を受けた人は、下記の登録料を都道府県連盟を通じて、納付していただきます。

認定登録料	「公認国体太極拳コーチ」	=	5千円
	「公認国体長拳ジュニアコーチ」	=	5千円
	「公認国体長拳コーチ」	=	5千円

上記手続を終了した人に対して、日本連盟は、連盟会長名で発行する「公認国体太極拳コーチ認定証」、  
「公認国体長拳ジュニアコーチ認定証」、「公認国体長拳コーチ認定証」と、それぞれ「公認国体太極拳  
コーチ証明書」、「公認国体長拳ジュニアコーチ証明書」、「公認国体長拳コーチ証明書」(いずれも顔写真付)  
を交付します。

③ 資格の有効期限は4年間とし、更新できるものとします。

資格有効期間は2017年4月1日から4年間=2021年3月31日まで

#### 10. 受験票・会場案内の配布:

受験申請が受理された人の受験票、会場案内は事前に都道府県連盟宛に送付します。